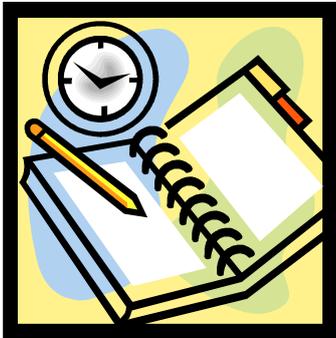


小海高等学校生活指導係発行

授業を大切に！



学校というところは「学ぶ」ところです。その学びの目的は様々で方法も様々だと思います。しかし学校というところには必ず「授業」があります。そしてその「授業」こそ学校の中で最も重要なものです。清掃や課外活動、そして年間行事を「授業」と考えれば学校での活動はそのほとんどが「授業」です。

学校というところが授業で成り立っているので、学校生活を大切にするには授業を大切にしなければなりません。自分の「好き」「嫌い」や「やりたい」「やりたくない」という感情とは切り離して「やらなければならないこと」が授業であり学校生活なのです。

生徒諸君の中には勉強が好きな諸君もいれば苦手な諸君もいることでしょう。また、○○は好きだけれど△△は好きではない、という諸君もいるでしょう。また自分の体調や感情によっても気持ちが変わるでしょう。しかし、やらなければならないことはやらなければならない。「授業を大切に！」「毎日を大切に！」「高校生活を大切に！」

<授業を大切にするために、以下のことを確認して下さい>

- ① 時間割は分かっている。
- ② 使用する教材は分かっている。(①が分からないと出来ない)
- ③ 授業を受ける教室や場所は分かっている。(①が分からないと出来ない)
- ④ 教材は揃っている。(自分の教材がどこにあるか分かっていると出来ない)
- ⑤ 休み時間のうちに次の授業に行ける工夫をしている。
- ⑥ 連絡事項はしっかりと把握している。
- ⑦ 提出物は期限までに提出している。(⑥が出来ないと出来ない)
- ⑧ 宿題はやっている。(家庭学習をしていますか?)
- ⑨ その日、その週、その月の予定は分かっている。

生徒心得の確認をしてください！

生徒手帳には生徒心得が載せてあります。生徒心得には学校生活を送る上で大切なことが書かれていますが、生徒心得を理解していない生徒諸君が少なからずいると思います。一度しっかり読んでおいて下さい。以下に大切と思われる部分を載せておきます。

～ 生徒心得 ～ <抜粋なので番号がとんでいます> <下線は重要な部分>

1. 日課

- (1) 始業時刻 8 : 30 終業時刻 15 : 30 授業時間は1時限50分
- (2) 時により時間変更があるので注意する。

2. 欠席・遅刻・早退等

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合は、必ず始業時前に保護者からその旨を学校へ連絡する。
病気のため引き続き1週間以上にわたって欠席する場合は、医師の診断書を添える。
- (2) 早退する場合は、学級担任に申し出、許可を得てから早退する。病気で早退するときには保健室で相談する。
<ウラへ続く>

- (3) 登校後やむなく外出する場合は、学級担任に申し出て許可を受け、帰校後担任に報告する。
- (5) 学校で認めた体育大会・諸会合に代表として参加する場合、および就職・受験のための欠席は公欠として出席扱いにする。

3. 服装・所持品

- (1) 服装、所持品は質素・清潔を旨とし、高校生としての品位を保つように心掛ける。
- (3) 上履きは本校指定のものとし、体育館シューズと区別をする。
- (4) パーマ・脱色・染色・ピアス・付け毛は禁止する。見苦しくない調髪を心掛ける。
- (5) 所持品には記名をし、金銭・貴重品の取り扱いには気をつける。特に体育と移動教室の時間には学級担任や教科担任に預ける。
- (6) 携帯電話は生徒である本分を逸脱したり、マナーに反した使い方は厳に慎むこと。

4. 校内生活

- (1) 学校施設、備品を大切に扱い環境の整備につとめる。特に火気はみだりに使用しない。もし破損させた場合には直ちに関係職員に申し出て指示を受ける。故意に破損させた場合は弁償する。
- (2) 教室・用具等を使用するときは教務または関係職員の許可を得て、借用書を記入してから使用する。
- (3) ポスター、印刷物を校内に掲示又は配布しようとするときは教務の許可を得る。生徒会の関係のものは生徒会長の許可印をもらう。なお掲示は所定の場所に行く。
- (4) 集会を開くときは「各種大会・集会等参加及び行事届」（用紙は職員室）を提出し、許可を得る。
- (5) 校内外において学校の許可なく募金・署名を行ってはならない。
- (6) 来賓には会釈をし、職員室等への出入りは礼儀正しく行う。
- (7) 生徒相互のあいさつ、交際は尊厳と敬愛の情を持って行い、言動を慎み、暴力・威圧・いじめ等他人に迷惑をかけるような行為はしない。

5. 校外生活

- (1) 「小海高校生」としての自覚を持ち、社会秩序を守り、責任ある行動をとる。
- (2) 交通道德・規則を守り、事故のないように心掛ける。
- (3) 列車・バス・駅等でのマナーにも気をつける。
- (4) 家族（成人）と同行する以外は、夜間の外出、外泊をしてはならない。
- (5) 不健全な娯楽場所に立ち寄らない。
- (6) 飲酒・喫煙は絶対にしない。
- (7) 旅行や校外での集会等に参加する場合は、保護者の承諾を得て「各種大会・集会等参加及び行事届」を提出する。
- (8) 校外の団体に参加または加入したり、団体を結成したりする場合は事前に学級担任に相談する。
- (9) 授業日・休日のアルバイトは学校生活に様々な弊害が生じるので好ましくない。家庭の事情等により実施する場合は保護者の承諾を得た上で、所定の「アルバイト届」（用紙は職員室）を提出する。

<禁止事項>

- ・ 宿泊をとまなうもの
- ・ 夜間のもの（夜8時以降）
- ・ 飲酒を伴う接待業
- ・ 危険を伴うもの
- ・ 長期にわたるもの（長期休業の1/2をこえるもの）
- ・ バイクを使用するもの
- ・ 長時間にわたるもの